

## 平成30年度 第2回那珂市行政評価外部評価委員会 要旨

日 時：平成30年8月8日（水）午前9時00分～午後4時00分

場 所：那珂市役所本庁舎503会議室

出席者：外部評価委員：石渡秀朗 委員長、中井川禎彦 副委員長、根本知左香 委員、  
オブザーバー：永由裕大（構想日本政策スタッフ）

秘書広聴課：課長 会沢 義範、課長補佐（総括）綿引 稔、  
課長補佐（広報G長）柴田 真一

社会福祉課：課長 生田目 奈若子、課長補佐（総括）秋山 雄一郎、

課長補佐（生活福祉G長）山田 明、課長補佐（査察指導員）坂本 武志

農政課：課長 平野 敦史、課長補佐（総務）金野 公則、

課長補佐（農村振興G長）宇佐美 智也、主事（農村振興G）住谷 梓織

スポーツ推進室：副参事兼室長 川上 義和、室長補佐（体育G長）坂本 博之、  
主幹（体育G）小池 裕樹、

事務局：平松行財政改革推進室室長、加藤室長補佐（総括）、金田室長補佐、稲田主事

### 1 開会

### 2 委員長あいさつ

政策的な事業でなく、管理的事業の業務プロセスについて議論する方式に変えて3年目になりますが、本日は、第3回目に向けて課題の共有をし、どうしたら効率化するのかを次回考えたい。そのためには本音で話をしたい。対決ではなく、一緒に「考える場」になればと思います。

### 3 業務点検 質疑回答意見等

#### （1）秘書広聴課 情報発信力強化業務 9:04～

→シティプロモーションの専門的部署の立ち上げについては総務課と協議中。各担当課がどれだけ自発的に情報を発信できるかがポイントであり、年に数回研修会を開いたり、外部のSNS研修会を周知したりして、職員の意識改革に力を入れている。

・ホームページは外国語に対応しているか？

→英語、中国語、韓国語に対応しているが、翻訳のチェックはしていない。

→広報事業に割く時間が長いため、ホームページに手が回らない状況である。広報事業は職員2人、臨職1人で業務に当たっているが、一人あたり75%は広報事業に割いている。

・情報発信力強化事業により、那珂市に興味を持って来た観光客数は確認しているのか？

→商工観光課においてカウントしているが、観光客が市外から来たかどうかは分からない。

→転入のきっかけがシティプロモーションによるものかの把握は難しい。

- ・シティブロモーションは総合力であり、部分で見ても事業の効果が分からない。移住相談に来た人を対象にアンケートをとると因果を分けるプロセスになる。転入の理由は聞いているか？
- 異動が集中する時期に、窓口が混雑する中でアンケートの協力をお願いするのは難しい。住宅の助成において、補助金申請の際には可能かと思われる。
- ・ホームページは誰に何をどう伝えるかが大事。人によって出す情報が違う。
- 市内のかたについては、一斉発信サービスに登録すれば、欲しい情報が届く。
- また、政策企画課が担当する「まち・ひと・しごと創生」では、那珂市に興味を持っている市外のかたにお試し居住の説明会を開催している。
- ・HPを外部の人に注目してもらえるような工夫は？
- 映像撮影発信業務において、動画撮影したものを掲載している。今年は1本、去年は4本（那珂市の四季）撮影した
- 読み上げソフトの使用数は年間平均120日程度。市内内外の内訳は分からない。
- ・シティブロモーションの中で、市全体の広報戦略はあるのか？
- 行動計画はある。
- ・その年によって訴えたいこと、状況変化があると思うが、年間計画はあるか？
- 年度初めに広報委員会を開き、各課が掲載したいものを確認して年間の方針を作る。幹事課の総括が広報推進委員会にて取りまとめる。
- ・小事業毎に成果指標を設けた方が良いのでは？総合戦略との因果関係は見る必要がある。
- ・ラジオCMは無駄のようにも思える
- ・朝の通勤時間に毎日聞くことですり込効果がある。

## （2）社会福祉課 生活保護扶助業務 10：48～

- ・受給者の件数は？
- 8/1 現在で240世帯298名である。高齢者世帯の割合は48%で、年代別によると70代は76名（25.5%）、80代は31名（10.4%）、90代は9名（3%）、60代は76名（25.5%）である。60代以降が過半数となっている。
- ・高齢者世帯の受給者にも就労支援するのか？
- 65歳以降は指導内容から就労支援が消えるため、働く意志のある人のみ対象となる。
- ・残りの生活保護受給世帯数は？（平成25年度比較）
- 高齢者世帯は41%から48%、障害者世帯は13%から18%、傷病世帯は23%から10%、母子世帯は4%から3%、その他19%から21%、絶対数は208世帯301人から243世帯307人（4/1時点）となっている。
- ・生活困窮者支援制度との連携は？
- 生活困窮者支援制度は社会福祉協議会が担当であり、生活に困窮している人からの相談を受けたり、転職や、家計のやりくり、自己破産に向けた支援をしたりしている。相談の中で生活保護受給の希望があれば生活保護担当に引き継がれる。また、年に数回、連絡調整会議を

開催し、ハローワークとも連携を図っている。

・ケースワーカー（以下CW）5人でこの人数をみるのか？

→国の指針では、CW一人当たりの担当受給者は80人となっている。

・保護決定までの事務量と、生活指導の事務量の割合は？

→個人的な感覚だが、新規調査5割、就労支援2割、生活指導3割である。新規申請の場合は、訪問して2週間で保護の決定を出すため事務量が多い。

・相談件数の推移はどうか

→平成29年度は新規申請64件の内、保護開始したのは51件、却下は10件、その他3件である。却下理由の内訳は境界層5件、申請後の調査拒否、調査結果否判定、申告拒否、申請取り下げ、翌日取り下げ。また、廃止件数42件の内訳は死亡15件、収入増加8件、転出4件、失踪3件、辞退、転出先に移管、その他である。

・CWのメンタルケアはどうしている？

→ノー残業デーである水曜日は定時上がりが徹底されており、自分の時間を持てるようにしている。

・指定された業者のシステムを使うのか？

→システムの選択権は市にある。データ化されたレセプトを嘱託員が点検する。那珂市ではシェア率が一番高い業者のものを使っている。

・訪問頻度別の割合は？

→8/1時点でAケース（毎月）は18件7.5%。A'ケース（2か月に1回）は17件7.1%。Bケースは働けないと病院から診断書がでていいる。Cケース（6か月に1回）は65歳以上で構成される世帯。C'ケース（1年に1回）。なお、就労指導が必要な受給者は毎月訪問する。

・最低限度の生活を送るための究極のセーフティネットとして、事務量の5割を占める新規調査の部分をいかに効率的に進めるかがポイント。

・新規調査においてマイナンバーを利用しているか？

→税務課に聞いた方が早いため、マイナンバーを利用することはない。

→臨職の業務はCWの手伝いや、通知文の封入作業等の簡単なもので、保護申請の受け付けはしない。

・担当課としての課題は？

→新規申請者の増加に比例して、残業時間も増えていること。

### （3）農政課 農地中間管理業務 12：56～

・実質的な業務は市が行っているようだが、市の業務は全国統一か？

→調べたことはない。JAが借り手と貸し手を結びつける役割をしているところもあると思われる。

・マッチングにおける中間管理機構の役割と市の役割は？

→農地中間管理機構では借り手のデータはストックするが、貸し手については登録して2年以内に借り手が見つからなければ所有者に返還されるため、マッチングしていない貸し手のデ

一タは保管しない。市では台帳を作って管理している。

→国がマッチング 100%を目指しているかは分からないが、現実的には難しい。借り手のいない農地は耕作しづらい環境だとか、それなりに余る理由がある。優良農地が埋まってしまえば、残りを求める人もいると思うが。

・台帳はいまどのような状態になっているか？

→ファイリングして管理している。マッチングしていない農地については、シルバー人材センターに依頼するなどして所有者に草が生えないよう管理的な耕作をお願いしている。

・草刈りだけで間に合うのか

→遊休農地になるのを防ぐに過ぎない。

→貸し手も顔の分かる相手に貸したい等、借り手への要望があり、マッチングが難しい。

・中間管理機構は借り手のデータのみ持っており、農政課がマッチングしたデータを横取りして集積率が上がったと言っているだけで意味がないように思える。市は中間管理機構に負担金を支出しているのか？

→逆に委託費をもらっている。

・機構の財源は？

→国から出ている。

・県支出金 230 万円は何か？

→農地の所有者がリタイアする場合等に交付される補助金（経営転換協力金）である。個人で耕作し、個人名義で出荷していた農業者が経営部門を減少する場合、全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ、その農地が、機構から中心経営体である担い手に貸し付けられることにより交付される。

・今後の方向性によってフロー図の見方が変わる。市は必要最低限の業務しかしないという選択肢もあるのか？

→積極的にマッチングをせずに、台帳の保管だけするようなやり方はある。ただ、お互い顔を知っている中で、何とかしたいという思いもある。また、荒廃農地の増加を食い止めるためにも、市が動かなくてはならない。

・農地中間管理機構が管理する借り手のデータは持っているのか？

→農地中間管理機構のHPに掲載されている。

・那珂市が貸し手の情報を発信するのはどうか？本来その管理は農地中間管理機構の役割

#### （４）スポーツ推進室 団体補助業務 14：42～

・フロー図には、市と体協の担当を分けて書いた方が分かりやすい。それによって作業人数（業務点検シート）も変わるのでは？それぞれの役割を分けたフロー図が見たい。

・体協の事務を市と切り離すことが求められているのか？

→切り離すという声一致しているわけではない。体協もスポーツ推進による市民のスポーツ振興、健康増進の役割を担っている。

→第3次行革大綱において、独立化の方針が示されている。正職員の定数が定められているな

か、正職員を多く割けない状況もある。

・近隣で体協が独立しているところはあるのか？

→ほとんど独立化している。法人化については場所による。

・あわせて体育施設は指定管理者となるのが主流である

→まずは体育協会の独立化を目指す。

・独立することについて、体協の反応はどうか？

→今のところ、役員のみで話し合いをしているだけである。

・独立までのシナリオづくりを体協にお願いするのは無理か？

→これまである程度は市が事業を進めてきた中で、急に独立というのは難しい。

・市の方針としては独立を目指す、それが正しいかどうかの議論は避けて通れない。お互いが納得する物語を作ることが必要。

・トータルコストが安くなるシナリオが書ければ、1,700万円以下で体協が運営できれば良いのか

#### 4 その他

・次回、第3回目は10/10、第4回目は10/24に開催する予定

#### 5 閉会

## 第2回外部評価委員会の様子

